

[諮問]

議案 1 「令和 7 年度 国民健康保険税の税率について」

	頁
1 基礎課税額に係る税率について . . . . .	1
2 後期高齢者支援金等課税額に係る税率について . . . . .	1
3 介護納付金課税額に係る税率について . . . . .	2

## 1 基礎課税額に係る税率について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） （抜粋）	関係法令 （抜粋）
<p><b>1. 税率</b> <b>【改定】</b>            所得割 <b>100分の8.11</b></p> <p>被保険者均等割額            （被保険者1人について）  <b>30,700円</b></p> <p>世帯別平等割額            （1世帯について） <b>22,600円</b>            （特定世帯） <b>11,300円</b>            （特定継続世帯） <b>16,950円</b></p> <p><b>令和7年度の税率については、国や県の方針に基づき、税率を改めたい。</b></p>	<p>（被保険者に係る基礎課税額の所得割額）            第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.0を乗じて算定する。</p> <p>（被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）            第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について21,000円とする。</p> <p>（被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）            第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。            (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,300円            (2) 特定世帯 11,650円            (3) 特定継続世帯 17,475円</p>	

## 2 後期高齢者支援金等課税額に係る税率について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） （抜粋）	関係法令 （抜粋）
<p><b>1. 税率</b> <b>【改定】</b>            所得割 <b>100分の2.88</b></p> <p>被保険者均等割額            （被保険者1人について）  <b>10,700円</b></p> <p>世帯別平等割額            （1世帯について） <b>7,800円</b>            （特定世帯） <b>3,900円</b>            （特定継続世帯） <b>5,850円</b></p> <p><b>令和7年度の税率については、国や県の方針に基づき、税率を改めたい。</b></p>	<p>（被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）            第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。</p> <p>（被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）            第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,200円とする。</p> <p>（被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）            第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。            (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,100円            (2) 特定世帯 3,550円            (3) 特定継続世帯 5,325円</p>	

### 3 介護納付金課税額に係る税率について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 82 号） （抜粋）	関係法令 （抜粋）
<p>1. 税率 <b>【改定】</b></p> <p>所得割 <b>100 分の 2.51</b></p> <p>被保険者均等割額 （被保険者 1 人について） <b>11,100 円</b></p> <p>世帯別平等割額 （1 世帯について） <b>6,300 円</b></p> <p><b>令和 7 年度の税率については、国や県の方針に基づき、税率を改めたい。</b></p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第 10 条 第 3 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.4 を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第 11 条 第 3 条第 4 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 7,400 円とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額） 第 12 条 第 3 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 6,400 円とする。</p>	